

## 植木等保持業務仕様書

この仕様書は、吹田市民プール（片山、北千里）の植木等保持業務（剪定、除草、薬剤散布等）に関し、吹田市（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定めるものです。

### 1 実施時期等

6月中旬から8月31日までの間

なお、北千里の除草については上記期間のうち2回とする。

実施時にあつては、事前に甲、乙と協議して実施すること。

（除草等を行うときは、隣接地に迷惑がかからないように遮断等工作を行って実施すること。）

### 2 業務範囲及び内容

別表1のとおりとする。

別表の 低木 樹高 60cm 未満

中木 樹高 60～300cm

高木 目通周りを表す。

### 3 技術者の派遣

当業務の実施にあつては、熟練した技術者を派遣すること。

### 4 報告書の提出

業務終了後、報告書を甲に提出しなければならない。

### 5 法令等の遵守

乙は、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。

### 6 その他

この仕様書に定めのないことについては、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

仕様書 15 別表 1

業務内容及び範囲等

(1) 片山市民プール

剪定 低木	16 m <sup>2</sup>
剪定 中木	28 m <sup>2</sup>
剪定 高木 (目通周 31~45cm)	18 m <sup>2</sup>
剪定 高木 (目通周 61~80cm)	3 m <sup>2</sup>

(2) 北千里市民プール

剪定 中木	1,679 m <sup>2</sup>
高木下枝払い (目通周 51cm 以上)	20 m <sup>2</sup>
除草 (平坦) 肩掛け機械	2,636 m <sup>2</sup>
除草 (法面) 肩掛け機械	2,603 m <sup>2</sup>
敷地外に出ている枝等の剪定	